

資源回収推進団体報奨金について

資源回収推進団体報奨金（以下、報奨金）は、地域で古紙や古布を回収した非営利団体（子供会や老人会、町内会など）に、回収量に応じて支払われるもので、地域における資源回収の支援を目的としています。

地域のアパートの入居者や、お年寄りだけのお宅にも、資源回収実施のチラシを配るなどして、積極的に参加を呼びかけてください。

1 対象となる団体

報奨金を申請するためには、市に団体登録する必要があります。

登録する団体は、次のすべてに該当しなければなりません。

(1) 資源（家庭から出されるもの）を自主的に回収すること。

※会社、事業所、学校、福祉施設などから出るものは、報奨金の対象になりません。
集める場合は、家庭から出されたものと別にして業者へ引き渡してください。

(2) 営業を目的としない団体であること。個人ではないこと。

(3) 活動の拠点が津山市内であること。

2 団体登録について

毎年度、団体登録が必要です。

代表者が変更した時は、団体登録をしないおす必要があります。その場合は、速やかにご連絡ください。

3 報奨金対象となる物と報奨金額（令和6年度実施分）

回収品目		報奨金額※
古紙類	新聞紙、雑誌類、ダンボール	5円
	牛乳パック	0円
	その他紙	6円
繊維類	古着・布類	8円
ビン類	生ビン、カレット類	0円
金属類	スチール缶、アルミ類、その他	0円
その他有価物		0円

※1キログラムあたりの金額

◇回収業者は古紙類・繊維類については、無料で引き取るか、買い取ってくれます。その他のものに関しては、回収業者とご相談ください。

4 資源回収登録業者（令和6年度）

資源回収を実施する場合には、事前に下記の登録業者に収集依頼をして、回収品目・回収頻度・日程などの打ち合わせをしてから、実施してください。

業 者 名	住 所	電 話 番 号
アテナ製紙（株）	二宮1895	28-3008
（財）あばグリーン公社	阿波1216-1	46-7070
（株）江見リサイクル	小田中1097	24-5288
（株）大下商店 津山営業所	院庄935-1-201	28-3766
（有）鶴山衛生センター	小原52-1	22-2300
（株）カナシマ	皿618-1	28-0621
未沢商店	川崎820	22-3778
全本金属興業（株）	瓜生原204-1	26-8000
津山工業原料（株）	草加部1170-22	29-2333
（株）丸岩産業	神戸509-2	28-0510
明和製紙原料（株）津山営業所	河辺1062-1	26-5700
ロードテック（株）津山支店	大田493-7	27-2581

（五十音順）

5 報奨金支払いの手続きについて

- （1）前期（3月～8月）実施分、後期（9月～2月）実施分を、それぞれ一括して申請してください。
- （2）申請書の提出期限は、前期は9月15日、後期は3月15日です。期限を過ぎると報奨金を支払えませんのでお気をつけください。
- （3）報奨金の振り込みは、前期は12月下旬、後期は5月下旬の予定です。連絡はしませんので、通帳にてご確認ください。通帳の表示は、「ツヤマ シゲ カイゴウ」です。
- （4）申請書の電話番号は、昼間でも連絡の取れる番号を記入してください。

6 書類の提出先

〒708-8501 津山市山北520（本庁舎6階）

津山市環境福祉部環境事業課3R推進係

TEL：0868-32-2203 FAX：0868-23-7055

提出方法は郵送でも持参でもかまいません。